

平成27年3月20日

消費者庁

「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令（案）」についての意見募集の結果について

消費者庁では、「食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令案の概要を公表し、広く国民の皆様から意見を募集しました。

提出された意見について、下記のとおり取りまとめましたので、お知らせいたします。

記

1 意見募集の対象

- ・食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令の概要

2 意見募集期間及び提出方法

(1) 意見募集期間

平成27年1月22日（木）から同年2月23日（月）まで

(2) 意見提出方法

電子メール、FAX、郵送

3 意見募集の結果

3通（4件）の御意見が提出されました。

提出された意見と消費者庁の考え方は、別紙のとおりです。

食品表示法第十五条の規定による権限の委任等に関する政令第七条第一項ただし書に規定する栄養成分の量及び熱量その他の国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項を定める内閣府令案に対して提出された意見に対する考え方について

意見の概要	件数	当庁の考え方
国民の健康の増進を図るために必要な食品に関する表示の事項		
栄養機能食品に関する事項を追加すべき。	1	本文中「栄養成分の量及び熱量（一般用加工食品及び容器包装に入れられた添加物にあつては、たんぱく質、脂質、炭水化物及びナトリウムの量並びに熱量を除く。）」の規定に栄養機能食品に関する事項を含めています。
その他		
制度を分かりやすくするため、この内容は「食品表示法第15条の規定による権限の委任等に関する政令」自体に組み込むべき。別の法令にする理由は何か。	1	御指摘を踏まえ、制度を分かりやすくするために、食品表示法第六条第八項に規定するアレルギー、消費期限、食品を安全に摂取するために加熱を要するかどうかの別その他の食品を摂取する際の安全性に重要な影響を及ぼす事項等を定める内閣府令に統合することとしました。

上記以外に2件の意見提出がありましたが、今回の内閣府令案に直接関係ないものでしたので、御意見として承り、今後の参考とさせていただきます。